「金融中期ビジョン」に関する報告書案について

三井住友海上火災保険株式会社 取締役会長・最高経営責任者 井口武雄

本日開催されます「第14回金融審議会総会・第4回金融分科会合同会合」には、所用があり出席することができません。先日お送り頂きました「金融中期ビジョン」に関する報告書案につきまして、以下のとおり意見をお届け致します。

報告書案を拝見しますと、前回の会合の多岐にわたる論議の多くを採り入れておられます。限られた時間の中で、こうした報告書案をとりまとめられたスタディグループの皆様のご努力および事務局の方々のご苦労に対し、謹んで敬意を表します。

9月9日に開催されました前回の会合で、私は、

- ・「市場機能を中核とした複線的金融システムの再構築」の要素として、「リスク」、「証券化」、「資本市場」、「機能別分化・専門化」および「販売の融合」という5つが関係すると考えられること、
- ・損害保険会社は、こうした要素の全てについて関わりを有しており、市場金融モデル構築の一つの担い手であるといえること、
- ・損害保険固有の機能である損害のてん補を核としつつ、あらゆるリスクについての解決 を図るリスクソリューションビジネスへと進化し、市場金融モデルが目指す姿で多くの 金融サービスを提供する金融事業を遂行することが損害保険会社の新しいビジネスモデ ルを構築することであること

と申し上げました。報告書案を拝見して意を強くしております。

報告書案に盛り込まれた内容につきましては、今後、行政ご当局を中心に、具体化に向けたご検討を進めていただくことになると思いますが、損害保険経営に携わる者として、 二点意見を申し上げます。

第一は、損害保険のセーフティネットについてであります。

報告書案では、「保険のセーフティネット」について言及されております。損害保険業界 においては、過去3年間に二度に亘る破綻を経験しましたが、その中で、1年更新の実損 てん補型の契約を中心とする損害保険においては、「契約の継続」よりも「損害保険金の支払いを確保すること」の方が、より契約者保護に資するのではないかと認識するに至りました。

損害保険業界では、こうした認識に基づき、日本損害保険協会と外国損害保険協会の合同で「支払保証制度PT」を立ち上げ、この5月から検討を進めて参りました。このPTは、9月4日に「中間整理」をとりまとめております。損害保険業界では、今後年末に向け、残された課題を検討していく所存であり、ご当局の方々との間で、意見交換を行って参りたいと考えております。

ご当局において、今後セーフティネットの制度の見直しをされる際には、損害保険のセーフティネットにつきましても見直しをしていただくことをお願いいたします。

第二は、今後のビジネスモデルの展開についてであります。

損害保険会社が新たなビジネスモデルを構築していくためには、損害保険会社自身が、 お客様や株主の皆様など、保険会社をとりまく関係者の皆様のニーズを把握し、革新的な 戦略を企画し推進していくことが求められることは言うまでもありません。

例えば、商品の開発・販売・運用についての機能別分化・専門化、販売面での融合などについて、お客様のニーズに合致し、事業効率を高めるような展開をして参りたいと考えております。行政ご当局におかれましても、規制改革などの環境整備の面で、我々の後押しをしていただきますようお願い申し上げます。

以上